

わが国有機農業推進法展開の課題

韓国の親環境農業取組実態を参考に

〔要 旨〕

- 1 有機農業推進法が06年12月に成立したものの、わが国の有機農業をはじめとする環境保全型農業への取組みは欧米はもとより、韓国と比較しても劣後しており、格付けされた有機農産物の国内生産量に占める割合は0.16%（05年度）にとどまっている。
- 2 この4月に決定された基本方針で生産にかかる数値目標設定が見送られたことに象徴されるように、この5年間は有機農業を推進していくための条件整備期間として位置づけられる。
- 3 同じ温帯モンスーン地帯にあり、農業構造が近似している韓国は97年に環境農業育成法を成立させ、99年からはこのための直接支払いを開始するなど、先行した取組みを展開している。
- 4 有機栽培～低農薬栽培までを親環境農業として段階的にレベルアップをはかっており、直接支払いの拡充、流通の活性化、低コスト・高効率の大規模環境農業への転換等に入力している。
- 5 06年度の親環境農産物の農産物全体に占める割合は6.2%となっており、そのうちの63.1%は低農薬農産物であるが、有機農産物は5.0%であり、転換期有機農産物を含めると農産物全体に占める割合は0.5%となる。高温多湿の環境条件等を勘案すれば着実に成果を積み上げつつあるものと考えられる。
- 6 こうした中で、親環境農産物の増加に販売能力が追いつかず価格低下を招いていること、稲作・畑作は有機農業技術確立の目途が立ちつつあるものの、果樹については技術開発が困難に直面するなどの課題を抱えている。
- 7 これらを参考に、わが国有機農業を普及・拡大させていくための主な課題として、持続的循環型農業を基本とする哲学の確立、有機農業に関係する多数の類似概念の整理と有機農業の位置づけの明確化、技術の研究開発、販売力の強化、教育・広報活動への入力、国際交流の拡大、政策支援等が浮かび上がってくる。

目次

はじめに

1 有機農業取組現状と有機農業成立の背景

(1) 有機農業への取組現状

(2) 有機農業推進法成立の背景

2 有機農業推進法と基本計画の概要

(1) 有機農業推進法

(2) 基本方針

3 韓国における親環境農業への取組実態

(1) 親環境農業育成法とその背景等

(2) 親環境農産物への取組現状と推移

(3) 親環境農産物の流通

(4) 政策の変遷と課題

(5) 親環境農業直接支払いと農業経営

(6) その他特記事項

4 親環境農業政策の特徴と課題

(1) 親環境農業の特徴（評価）

(2) 親環境農業が抱える課題等

5 有機農業推進法展開上の課題

はじめに

1999年に施行された食料・農業・農村基本法により、農業の多面的機能の発揮、自然循環機能の維持増進が強調されてはきたが、日本の有機農業を含む環境保全型農業への取組みは、欧米に比べて約15年、お隣の韓国に比べて約10年遅れてやっと本格化しつつあるといえる。

すなわち有機農業の推進に関する法律（以下「有機農業推進法」という）が昨年（06年）12月に成立し、この4月には有機農業推進に関する基本方針が決定された。あわせて同じ4月からは農地・水・環境保全向上対策も開始されている。しかしながらこの間の動きはきわめて急であり、現場では唐突感をもって受け止めた者が多いのが実情である。基本方針では生産にかかる数値目標設定が見送られたことに象徴されるように、わが国においては有機農業を推進していくための条件整備それ自体がいまだ不

十分であるといわざるをえない。

有機農業の推進は国際的にも一つの潮流と化しつつあり、わが国にとって避けてはとれない課題の一つである。今後、本格的に有機農業を推進していくためには、クリアすべきいくつかのポイントが考えられるが、これまでともすれば先進事例として取り上げられるのは欧米に偏重するきらいがあった。欧米に学ぶべき点は多いが、欧米とは気候風土が大きく異なることから、あわせて同じ温帯モンスーン地帯にあり、わが国に先行して環境保全型農業への本格的取組みを開始している韓国の経験を踏まえておくことが不可欠である。

本稿では韓国での親環境農業への取組実態等について整理するとともに、^(注1) これらを踏まえてわが国の有機農業推進にあたっての主な課題についての対応の考え方を提示することをねらいとする。

（注1）韓国の親環境農業の取組実態等詳細については、別途、時事通信『農林経済』に連載中の拙稿「韓国の取組みからみたわが国有機農業推進の課題」を参照。

1 有機農業取組現状と 有機農業成立の背景

はじめに本稿の前提として、有機農業への取組現状を確認するとともに、有機農業推進法が成立するに至った背景についてみておきたい。

(1) 有機農業への取組現状

有機農産物として格付けされた数量の国内生産量に占める割合は、米0.13%、野菜0.18%、果樹0.06%、大豆0.39%、緑茶(荒茶)1.61%、その他をも含めた合計で0.16%(いずれも05年度)となっている。格付け・

認証なしで流通しているものも含めると全体では0.5%前後とみられている。

なお、有機農業をはじめとする環境保全型農業への取組経過は第1表のとおりであり、有機農業への取組みは70年前後に開始され、現在は第三次の有機ブームにある。

(2) 有機農業推進法成立の背景

背景として、第一に消費者の安全・安心ニーズの高まり、第二に国際的な有機農業普及進展、第三に国内における有機農業生産停滞を問題視する動きの大きく三つを指摘することができよう。

第一は、BSEや口蹄疫、O-157、さらには鳥インフルエンザ等の発生により、わが

第1表 有機農業等発展の経過

	(有機)	(環境保全型)	海外	関連事項
第一 次 有機 ブ ーム	70年代「産消提携」 1971 有機農業研究会 発足	1959 「総合防除」提唱	1985 アメリカ低投入持続 型農業推進政策導 入 1987 EU理事会規則	1979 有吉佐和子 「複合汚染」 1986 チェルノブイリ原発 事故
第二 次 有機 農 業 ブ ーム	大地を守る会、 らでいっしゅぼーや、 ポラン広場 事業拡大 宅配、生協の取扱い開始 1987 農業白書で有機農 業紹介 1992 農水省「有機農産物 等の特別表示ガイド ライン」制定	1992 新政策の中で環境 保全型農業位置付 け 1999 持続農業法施行	1990 アメリカ有機農産物 の基準認証を含め た90年農業法成立 1992 EU-CAP改革 1997 韓国・環境農業 育成法成立 1999 コーデックス委員会 で国際標準成立	1988 ・公正取引委員会に よる「無農薬」等表 示農産物の不当表 示摘発 ・岡山県が条例によ り基準・認証制度ス タート 1996 O-157食中毒事件 1999 新農業基本法施行
第三 次 有機 農 業 ブ ーム	量販店・外食産業等での取 扱い 2000 JAS規格制定 2001 有機基準認証制度 発足 2005 JAS法改正 2006 有機農業推進法	2005 農業生産活動規模 策定(クロス・コンブ ライアンス導入) 2005 総合的病害虫・雑草 管理(IPM)実践指 針公表 2007 農地・水・環境保全 向上対策		2001 日本で最初のBSE 発見 2005 新基本計画策定 2005 経営所得安定対策 等大綱

資料 筆者作成

国に限らず消費者は安全・安心を求めて有機食品・農産物に対する志向を強めてきた。

第二は、国際的な、特にEUにおける有機農業への取組動向の影響が大きい。EUでは消費者の安全・安心ニーズもさることながら、直接支払いも含めた環境負荷低減の取組強化がはかられており、各国農業政策のあり方にインパクトを与えてきた。

第三は、わが国では2000年のJAS法改正まで、ガイドラインが示されていただけで、有機食品は法的な根拠を有しないばかりでなく、有機農業は農政上、ホビー農業としての位置づけしか与えられていなかった。有機食品についてはJAS法の中に位置づけられることになり、01年からは有機基準認証制度がスタートした。

しかしながら、生産者にとっては、認証料の負担が大きい一方で、必ずしも付加価値を実現する価格での販売が容易ではないこと、農作業にかかる記録・記帳の手間が負担になること等から、有機基準認証制度がスタートしながらも認証を受ける有機農家数は伸び悩んでいた。

このように国内での有機生産が停滞を続ける一方で、第三次の有機ブームにより有機食品・農産物に対する需要は増加している。しかしながら有機農産物として格付けされたもののうち国内で格付けされたものは9.5%（04年度）にすぎず、輸入物に依存した有機ブームが展開されてきた。

無農薬・無化学肥料により環境負荷を大幅に低減可能とする有機農業を推進し、国

内生産を増加させていくためには、JAS法にとどまらず、生産面で有機農業、環境保全型農業の推進を旨とした法律の必要性が次第に認識されるようになってきた。

これらを背景にして04年4月日本有機農業学会が有機農業政策研究小委員会を設置して、政策のあり方についての研究活動を開始した。また04年11月には超党派による有機農業推進議員連盟（会長：自民党谷津義男衆議院議員，事務局長：民主党ツルネン・マルティ参議院議員）が発足した。日本有機農業学会は有機農業推進議員連盟とも連携をはかりつつ、05年8月有機農業推進法（試案）をとりまとめている。推進議員連盟は、学会試案を参考にしながら独自に法案作りを行い、06年4月に原案を確定させ、各党との協議等を経て国会に上程し、06年12月に可決・成立するに至ったものである。きわめてスムーズに法案が成立したのは、有機農業推進議員連盟が超党派によって構成され、しかも成立時の連盟加入議員数が161名と多数に及んだことが大きい。

2 有機農業推進法と基本計画の概要

(1) 有機農業推進法

有機農業推進法は全15条からなっており、「有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総

合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的」(第1条)としている。ここでは有機農業は「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」(第2条)であると定義されている。

また、基本理念(第3条)として、自然循環機能を大幅に増進させ、環境負荷を低減させるものであって、農業者が容易に従事することができるようにすること、農業者やその他関係者が積極的に有機農産物の生産、流通・販売に取り組むことができること、農業者やその他関係者が消費者との連携を図りながら行うこと、有機農業の推進は農業者やその他関係者の自主性を尊重しつつ行われなければならないこと、が掲げられている。

そして農林水産大臣は基本方針を定める(第6条)こととされており、これに則して都道府県は推進計画を定めなければならない(第7条)。基本方針では有機農業の推進及び普及の目標その他の推進の目標に関する事項等を定めることとされている。

このほか有機農業者の支援(第8条)、技術開発等の促進(第9条)、調査の実施(第12条)、消費者の理解と関心の増進(第10条)、有機農業者等の意見の反映(第15条)等について規定されている。

有機農業推進法の特徴として、第一に総

じて抽象度の高い理念法的性格が濃厚であることがあげられる。食料・農業・農村基本法の下位法として位置づけられるとともに、具体的施策は基本方針によって明確にされ、基本方針はおおむね5年ごとに見直されることになっている。

第二に、有機農業を、コーデックス基準に対応して「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本」にしながら、「農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」(第2条)としており、安全性もさることながら環境負荷低減を強調したものとなっている。基本理念でも、有機農業は「自然循環機能を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減する」ものであることが第3条第1項でうたわれたうえで、第2項で「消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大していることを踏まえ、有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものである」とされている。

第三に、自然循環機能の増進、環境負荷の低減が第一義的に位置づけられており、これは農業全体が目指すべき方向性であるが、本法は環境保全型農業全体ではなく、あくまで有機農業に限定した「有機農業」推進法とされており、これが最大の特徴となっているともいえる。

(2) 基本方針

有機農業推進法に基づく「基本的な方針」

(07年4月)は、「第1 有機農業の推進に関する基本的な事項」「第2 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項」「第3 有機農業の推進に関する事項」「第4 その他有機農業の推進に関し必要な事項」に分かれる。

第2の「有機農業の推進及び普及の目標に関する事項」が取組姿勢を如実に反映することになるが、その「1 目標設定の考え方」にあるとおり、「農業者が有機農業に積極的に取り組めるようにするための条件整備に重点を置いて目標を設定する」ととされている。具体的には、「2 有機農業の推進及び普及の目標」として、有機農業に関する技術の開発・体系化(安定的に品質・収量を確保できる有機農業の技術体系の確立)、有機農業に関する普及指導の強化(普及指導員による有機農業の指導体制を整備した都道府県の割合を平成23年度までに100%とする)、有機農業に対する消費者の理解の増進(有機農業について正確な知識をもつ消費者の割合を平成23年度までに50%以上とする)、都道府県における推進計画の策定と有機農業推進体制の強化(推進計画を策定・実施している都道府県の割合を平成23年度までに100%とする等)が掲げられている。

このように今後の5年間で、有機農業を本格的に推進していくための条件整備期間として位置づけており、したがって有機農業の生産面積割合等の生産に関する数値目標の設定は先送りされたかたちとなっている。

3 韓国における親環境農業への取組実態

わが国ではこのように法律先行で実態が後追いかたちとなっているが、本格的な有機農業推進をはかる前段として整備しておくべき課題を整理していくためにも、同じ北東アジアの温帯モンスーン地帯に位置し、農業構造が近似するとともに、97年の環境農業育成法(01年に「親環境農業育成法」に改称・改正)成立以降、有機農業を含む親環境農業に国をあげて取り組んできた韓国の実態等を踏まえておくことが不可欠である。

(1) 親環境農業育成法とその背景等

a 親環境農業育成法の概要

韓国における有機農業を含む環境保全型農業への取組みは親環境農業育成法を根拠法として展開されている。

親環境農業育成法は全27条からなっており、第1章総則、第2章親環境農業の育成及び支援、第3章親環境農産物の流通管理、第4章国際協力等、第5章罰則によって構成されている。

目的(第1条)は、「この法律は農業の環境保全機能を増大させ、農業に起因する環境汚染を削減し、親環境農業を実践する農業者を育成し、もって持続可能で環境親和的な農業を追及することを目的とする。」とされている。親環境農業の定義(第2条)は「『親環境農業』とは、農薬安全使用基

準を遵守し、作物別施肥基準量を遵守し、適切な家畜飼料添加物など化学資材の使用を適正水準に維持し、畜産糞尿の適切な処理及び再利用等を通じて環境を保全し、安全な農畜林産物を生産する農業」とされている。そして、親環境農産物は「その生産方法と使用資材により、有機農産物、無農薬農産物（畜産物の場合、無抗生剤畜産物とする）及び低農薬農産物に分類」（第16条）^{（注2）}されている。

親環境農産物の認証も、現状、低農薬栽培農産物、無農薬栽培農産物、有機栽培農産物の三つに分類されて行われているが、後でも触れるように認証対象となる農産物の分類数は変化してきていることから、参考までに転換期有機栽培を含めた認証基準をみたものが第2表である。

第2表 親環境農産物の認証基準

	認 証 基 準
低農薬栽培	1 農薬：安全使用基準の1/2以下使用 安全期間は2倍適用(例：収穫4日前 8日まで) 2 化学肥料：農村振興庁のほ場別勧奨量の1/3以下使用 3 成長調節剤・除草剤は全面禁止 4 残留農薬：食品医薬安全庁の農薬残留許容基準の1/2以下 5 1年以上の営農日誌保有要
無農薬栽培	1 農薬：有機合成農薬使用全面禁止 ：生態的・物理的・生物的・微生物的・自然資材防除 2 化学肥料：農村振興庁 勧奨量の1/4以下使用 3 残留農薬：農薬残留許容基準の1/20以下含有 （慣行農場の飛散・農業用水による汚染助長） 4 2年以上の営農日誌保有要
転換期 有機栽培	1 無農薬・無化学肥料に転換する1年以上の期間 （多年生果樹類は4年間の転換期 必要） 2 2年以上の営農日誌保有要
有機栽培	1 無農薬・無化学肥料栽培へと転換して1年以上経った作物 2 病虫害防除：生態的・物理的・微生物的・自然資材防除 3 3年以上の営農日誌保有要 4 残留農薬：無農薬栽培と同一

資料 IFOAM JAPAN主催「オーガニックフォーラム2003」(2003年11月)における鄭眞永氏「韓国有機農業の現状報告」資料

（注2）親環境農業育成法は、01年、06年に改定が行われているが、本法成立時の第16条は「親環境農産物はその生産方法と使用資材により、一般環境農産物、有機農産物、転換期有機農産物、無農薬農産物及び低農薬農産物に分類する。」とされていた。

b 親環境農業育成法成立の経過・背景

環境に配慮した農業への取組みは、キリスト教会や生協がリードするかたちで推移し、92年には有機農産物・無農薬農産物の認証制度がスタートしている。大きな転機となったのが、ガット・ウルグアイ・ラウンドの合意である。農薬・化学肥料の過剰使用や畜産ふん尿による環境汚染が深刻化するなか、大幅に農産物の貿易自由化の促進を余儀なくされることになり、環境保全を前面に打ち出しての多面的機能発揮を韓国農業の存在意義として確認したものである。

これにともない94年12月、農林部（日本の農林水産省に相当）内に環境農業課（現親環境農業政策課）を設置、96年7月「21世紀に向けての環境農業政策」なる中長期計画の策定、97年12月に環境農業育成法（旧法）を可決・成立、98年12月同法施行、99年を「親環境元年」とし、99年からは親環境農業に対する直接支払いを開始している。さらには01年、環境農業育成法の罰則規定や親環境農業の育成・支援の強化をはかり、親環境農業育成法（新法）として改称・改正している。

第3表 親環境農産物生産量推移

(単位 千トン, %)

	99年	00	01	02	03	04	05	06
親環境農産物	27	35	87	200	365	461	798 (100)	1,128 (100)
有機農産物	7	6	11	16	24	24	38 (4.8)	56 (5.0)
転換期有機農産物	-	-	-	5	9	13	30 (3.8)	40 (3.5)
無農薬農産物	12	16	32	77	120	167	242 (30.3)	320 (28.4)
低農薬農産物	8	13	44	102	212	257	488 (61.2)	712 (63.1)

資料 韓国農林部
(注) ()は構成比。

(2) 親環境農産物への取組現状と推移

一般環境農産物を除いた親環境農産物の生産量の推移は第3表のとおりで、高い伸び率で推移している。06年度の農産物全体に占める割合は6.2%となっている。

親環境農産物の内訳をみると、低農薬農産物が63.1%と3分の2近くを占め、次いで無農薬農産物が28.4%となっており、有機農産物は5.0%、転換期間中有機農産物を含めた有機農産物の割合は8.5%になる。なお、有機農産物の農産物全体に占める割合は0.3%（転換期間中有機農産物を含めた割合は0.5%）となる。

親環境農業への取組農家数、親環境農業生産面積も、生産量と同様な推移をたどっており、農地面積に占める割合は4.2%となっている。

(3) 親環境農産物の流通

親環境農産物の流通は第1図にみるとおり、多様な流通経路が存在しているが、産直や専門流通事業体に

よる流通が主となっている。

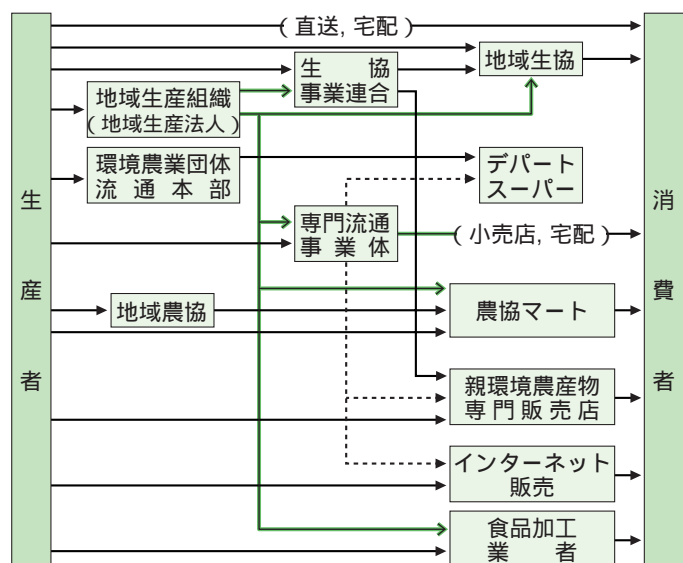
親環境農産物の価格プレミアムは大きく、有機農産物で100~120%と報告されており、また、若年齢層ほど、高所得層ほど、高学歴層ほど親環境農産物の購入頻度が高いとされている。^(注3)

親環境農産物が増加するにつれて親環境農産物と一般農産物

との価格差が縮小しつつあるが、一方で高価格であること、なかでも低農薬農産物については「本当に親環境農産物か」と受け止める消費者が増加するなど、親環境農産物の評価は低下する傾向にある。^(注4)

なお、海外からの有機農産物輸入は加工品と大豆のウェイトが高いが、輸入量は7千トン（06年度）と国内生産量5万6千トンの13%にとどまっており、国内産中心の

第1図 親環境農産物の流通経路



資料 金種淑(2006)「韓国における親環境稲作の育成政策と課題」(第7回日韓中環境創造型稲作技術会議資料)

流通ではあるが、輸入ものは増加傾向にある。

(注3) 金昌吉・金兌泳・徐誠天(2005)『親環境農産物の消費者選択及び購買行動分析』韓国農村経済研究院
(注4)(注3)に同じ。

(4) 政策の変遷と課題

親環境農業政策は親環境農業育成5ヵ年計画を柱として展開されてきた。親環境農業育成計画は親環境農業育成法第6条にもとづき5年ごとに策定することとされており、環境保全のための政策目標や基本方向、環境負荷低減対策、農薬・肥料等の削減方策等々が盛り込まれることになっている。01年から05年までを対象に第1次5ヵ年計画、06年から2010年までを対象に第2次5ヵ年計画が策定されてきた。

a 第1次5ヵ年計画

第1次5ヵ年計画では、親環境農業実践の基盤調整、親環境農業技術の開発・普及、総合的な農地培養及び畜産ふん尿の資源化、親環境農業育成支援、親環境農産物の流通活性化、国際協力の強化、親林業の育成が推進課題とされた。その取組成果は次のようにとりまとめられている。

<親環境農業の拡大>

親環境農業取組農家数：(00年)2千戸
(05年)53千戸
親環境農業生産面積：(00年)2千ha
(05年)50千ha
親環境農産物生産量：(00年)35千トン
(05年)798千トン

<農薬・化学肥料使用量削減>

合成農薬：(00年)12.4 kg / ha
(05年)11.8 kg / ha (4.8%)
化学肥料：(00年)382 kg / ha
(05年)372 kg / ha (2.6%)

<親環境農業予算支援>

親環境農業予算：(00年)554億ウォン
(05年)1692億ウォン

b 第2次5ヵ年計画

第1次5ヵ年計画の実績を踏まえて第2次が策定・決定されているが、そこでは次の育成目標が掲げられている。

- ・2013年までに農薬・化学肥料の使用量を40%低減。
 - ・2010年までに親環境認証農産物の割合を10%に拡大。
 - ・耕種と畜産が連携した自然循環型環境農業の構築(特に、家畜ふん尿の資源化率については2010年までに85%)。
 - ・2013年までに広域親環境団地50か所、親しい環境農業地区1,500か所の造成。
- これら目標を達成するために5つの柱が掲げられている。

親環境農業直接支払制度の拡充

農法転換にともなう収入減少分と生産費減少分の差を3年間補填。

流通活性化

産地流通拠点としての親環境農業専用物流センター建設、親環境農産物の需給調整、広報の強化。

品質認証制度の整備

親環境農産物にかかる認証業務の民間移譲、トレイサビリティシステムの導入、親環境農資材検証管理制度の導入。

広域親環境農業団地造成事業

市郡水系単位で耕種と畜産を連携させた、低コスト・高効率の大規模親環境農業への転換をはかるための団地造成とモデル事業実施。

その他

標準技術の開発・普及、加工食品の開発

(5) 親環境農業直接支払いと農業経営

親環境農業政策が展開される中で、これにかかる直接支払いの推移は第4表のとおりである。いったん減少した直接支払額や支払対象面積は支払体系を変更したこともあり、その後急激に増加するとともに、同じ親環境農業でも有機栽培と低農薬等の支払単価の差を広げてきている。

第5表は親環境農業と慣行栽培の生産費、所得を比較したものであるが、所得は慣行栽培を下回り、無農薬栽培、低農薬栽培となるほどに格差は拡大している。しかしながら親環境農業へ転換した当初は慣行栽培との間に大きな価格差が存在するものの、年ごとに所得格差は縮小し5年目に逆転するとの報告もなされている。^(注5)

(注5) 金種淑(2007)「韓国における親環境農業の発展と展望」(07年8月、第8回日韓中環境創造型稲作技術会議報告)

第4表 親環境農業直接支払額等推移

	単位	99年	00	01	02	03	04	05	06
親環境農業直接支払額	億ウォン	57	57	57	30	30	55	82	141
支払農家数	戸	17 436	18 697	18 806	6 589	12 195	14 520	26 511	45 567
支払対象面積	ha	10 269	10 459	10 480	5 274	10 459	12 827	21 877	35 030
支払単価	千ウォン/ha	524	524	524	524	~ 524 ~ 794	~ 524 ~ 794	~ 524 ~ 794	~ 217 ~ 794

資料 韓国農林部

第5表 栽培類型別米生産費及び所得

(単位 千ウォン, kg)

	有機	無農薬	低農薬	慣行
生産費	922.5	836.8	747.5	529.6
反収	526	563	611	654
所得	523.7	454.9	410.1	536.0
慣行対比生産費較差	392.9	307.2	217.9	...
慣行対比所得格差	12.3	81.1	125.9	...

出典 金種淑「韓国における親環境農業の発展と展望」(第8回日韓中環境創造型技術会議報告)
資料 キム・チャンギル、キム・テヨン「親環境農産物生産費及び所得差比較分析」, 韓国農村経済研究院, C2003-36, 2003年12月。

(6) その他特記事項

ここでは二つだけをあげておく。

第一に、親環境農産物の分類・内容の変化についてである。法律上は親環境農産物は、一般親環境農産物、有機農産物、転換期有機農産物、無農薬農産物、低農薬農産物の5つに分離され、一般環境農産物を除く有機農産物～低農薬農産物が認証されてきた。これが2006年から2010年までを対象とする第2次親環境農業育成5ヵ年計画では、転換期有機農産物は有機農産物に吸収され括弧書き表示されて親環境農産物は3段階に分けて認証・表示が行われている。また2010年には低農薬農産物は認証の対象から除外されることになっている。こうした変化は、徐々にレベルアップさせていくことを意図したものであるとともに、有機

農産物が増加する中で、低農薬農産物はいらぬという消費者の声が増加してきていることに

配慮したものである。

第2が、地方における親環境農業への熱心な取組展開である。中央政府の親環境農業育成計画を踏まえて、市・道では親環境農業実践計画を策定することが義務付けられている（親環境農業育成法第7条）が、地方自治体が自らの地域農業を維持し、農村・地域を守っていくために、全羅南道を筆頭に、中央政府が策定した目標以上に高い水準を目指して独自に目標を設定しているところも見られる。

4 親環境農業政策の特徴と課題

以上、親環境農業への取組実態等についてみてきたが、わが国からみでの親環境農業政策の特徴と現状抱えている課題等について整理しておく。

(1) 親環境農業の特徴（評価）

あくまでわが国と比較した上での政策も含めた広義での親環境農業の特徴（評価）として、次の事柄があげられよう。

有機農産物の農産物全体に占める割合は06年度0.3%（日本は05年度0.16%）、一般環境農産物を除く親環境農産物で6.2%であり、有機農業比率がおおむね3～10%のEUに比較すると大きく劣後するが、EUが冷涼乾燥した気候で雑草・病虫害が少なく、畑作・牧草地中心であること^(注6)、わが国の特別栽培農産物に相当する低農薬農産物が一定の広がりを持つようになっていること等を勘案すれば、親環境農業政策は着実

に環境負荷低減の成果をあげつつあるものと考えられる。

親環境農業への取組みが、韓国農業を維持していくための基本であるとする哲学が明確である。

97年に環境農業育成法（旧法）を成立させ、99年度からは親環境農業直接支払いをスタートさせるなど、スピード感ある取組みが図られてきている。

親環境農業の概念は一般環境農業～有機農業まで幅広く、かつ体系的にとらえられており、段階的に韓国農業全体のレベルアップが図られている。

（注6） 葛谷栄一（2005）「EU農業環境政策からみたわが国の課題」『農林金融』10月号

(2) 親環境農業が抱える課題等

生産現場、研究者、行政等からのヒアリングも踏まえて、次のような親環境農業が抱える課題を指摘することができよう。

流通体制の整備・強化を含めた販売能力の増加と販売能力とバランスのとれた親環境農産物の生産増加。現状は、供給が需要を上回り、労力に見合った付加価値の実現が困難になってきている。

技術開発、特に果樹での技術開発。日本との交流も含めて合鴨農法、米ヌカ農法、自然農法等の有機農業技術確立の目途が立ちつつあるものの、果樹についての有機栽培のハードルは高い。

コスト低下、省力化、大規模化等に対応した技術開発

親環境農業とGAP（Good Agriculture Practice；（韓国では）「優秀農産物制度」）と

の調整を踏まえた推進。06年からGAPが全国的に推進されており，消費者の中にはGAP農産物が親環境農産物よりも品質が高いと理解している者もいる。

5 有機農業推進法展開上の課題

わが国における有機農業をはじめとする環境保全型農業への取組実態と韓国における親環境農業への取組実態等を踏まえて，最後に，今後本格的に有機農業を推進していくに当たっての課題を整理しておきたい。

持続的循環型農業を基本とする哲学の確立

食料・農業・農村基本法において市場原理に対応した低コスト・大規模経営と併行して，農業の持つ多面的機能の発揮と自然循環機能の維持増進が強調されているが，低コスト・大規模経営であっても当然のことながら自然循環機能の維持増進を前提・必要条件とするものである。国際競争力に乏しいわが国農業は引き続いての経営合理化努力が求められるが，自然循環機能の維持増進による持続的循環型農業であるとともに，食料安全保障と多面的機能の発揮が基本であり，原則であることについて，あらためて哲学を明確にすべきである。

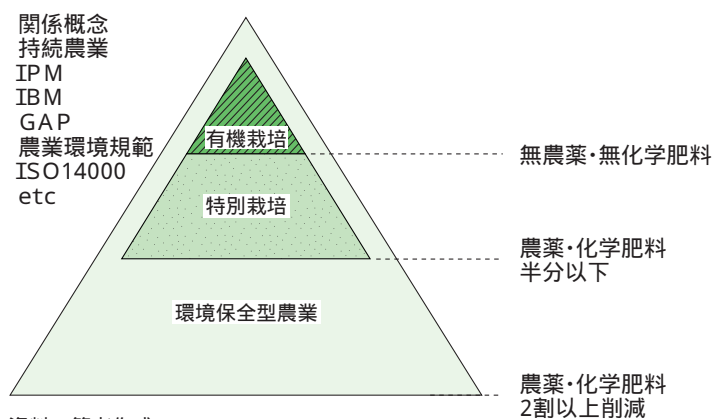
有機農業をはじめとする関係概念の整理と位置づけの明確化

わが国では，有機農業や環境保全型農業の類似概念が混在しており（第2図），有機農業推進法の成立により，あらためて有機農業とは何かその本質が問われているともいえる。農業の持つ多面的機能の発揮と自然循環機能の維持増進，生物多様性の保全を図っていくため環境負荷を低減させていくことが基本であり，有機農業は目指すべき方向・目標であり，既往有機農業技術の活用，あらたな技術開発研究への早急なる取組みが必要ではあるが，現場での取組みについては，技術面，販売面等の実態も含めて段階的に，かつ広がりを持たせつつ環境負荷低減レベルをあげていくことに重点が置かれなければならない。

技術の研究開発

有機農業技術はこれまで民間で独自に形成されてきたものが多い。その意味では地域性が強く，早々に一般化していくことは容易でない。一般化できる技術と同時にその地域条件に適合した技術の開発が必要であり，あわせて大規模化，低コスト化，省力化をも可能にする技術開発が急がれる。

第2図 有機農業・特別栽培等関係図



販売力の強化

せっかくの有機をはじめとする農産物も売れなくては意味がない。韓国の状況を見ても販売を拡大していくことは容易ではない。消費者の理解獲得のための地道な広報活動等が求められる。あわせて全農安心システムをてことして農協系統も取組促進、量販店・外食産業等との提携強化に努めていくとともに、産直、地産地消等により生産者による消費者への直接販売のウェイトを高めていくなど、流通の整備が不可欠である。

教育活動への入力

食育、環境教育、生き物調査、都市と農村との交流等も含めた消費者の理解を獲得していくための地道な取組みが不可欠である。特に、次代を担う子供たちへの働きかけを強めていくことが重要である。

北東アジアを中心とした国際交流の拡大

すでに合鴨農法、自然農法、米ヌカ農法等は国境を越えて技術の交流が図られており、水田・モンスーン地帯の共通技術として確立しつつある。国際交流は農業技術の向上にとどまらず、農民どうしの連帯感を醸成し、コミュニケーションの形成や地域活性化にも大きな役割を果たしていくことが期待される。

政策支援

有機農産物をはじめとして生産量が増加するほどに価格は低下し、付加価値の実現は困難となってくる。そもそも農産物の国際競争力が乏しいわが国の場合、農業を維持していくためには産業政策としての支援にとどまらず、地域政策による支援のウェイトを高めていくことが必要である。その意味では今年度スタートした農地・水・環境保全向上対策はわが国の実態に対応した政策であると考えられ、こうした対策を強化していくとともに、地域の実態・実情に弾力的に対応できる使い勝手のいいものにしていくことが求められる。

<参考文献・資料>

- ・金種淑（2006）「韓国における親環境稲作の育成政策と課題」（06年7月，第7回日韓中環境創造型稲作技術会議報告）
- ・金種淑（2007）「韓国における親環境農業の発展と展望」（07年8月，第8回日韓中環境創造型稲作技術会議報告）
- ・金昌吉・金兌泳・徐誠天（2005）「親環境農産物の消費者選択及び購買行動分析」韓国農村経済研究院
- ・蔦谷栄一（2003）『海外における有機農業の取組動向』筑波書房
- ・蔦谷栄一（2005）「EU農業環境政策から見たわが国の課題」『農林金融』10月号
- ・蔦谷栄一（2007）「韓国の取組みから見たわが国有機農業推進の課題」『農林経済』（2007年9月20日から4回連載）
- ・蔦谷栄一（2007）「環境保全向上対策と有機農業推進法の成立上・下」『農林経済』
- ・朴淳用（2007）「韓国における有機農産物流通と親環境農業育成法」『社会運動』7月号

（特別理事 蔦谷栄一・つたやえいいち）